

水道用次亜塩素酸ナトリウム（12%）納品仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、令和8年度において周南市上下水道局へ納品する、次亜塩素酸ナトリウム（12%）に関し、必要な事項を示すものとする。

2. 品質規格

製品の品質は、以下の規格のいずれにも適合するものであること。

規格1 引用規格：JWWA-K-120-2008-2品質一級

| 項目 | 規格値 |
|-----------|-----------|
| 有効塩素 | 12.0以上 |
| 外観 | 淡黄色の透明な液体 |
| 比重（20/4℃） | 1.16以下 |
| 遊離アルカリ | 2.0以下 |
| 臭素酸 | 50以下 |
| 塩素酸 | 4000以下 |
| 塩化ナトリウム | 4.0以下 |

規格2

「水道施設の技術的基準を定める省令」の第1条第16号（別表第1）に掲げる基準に適合すること。
また、設定最大注入率は（有効塩素10%溶液に換算した値に対し）100mg/Lとし、試験方法は「水道薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（平成29年3月28日付け生食水発0328第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知）に基づくものとする。

3. 契約方法 1箱/20kg当りの単価契約

4. 納入期間 契約日から令和9年3月31日まで

5. 品質試験

納入業者は、契約後速やかに製品の品質試験成績書、又は品質認証を受けている場合は、認証登録証の写しを提出すること。また、品質試験成績書は、公的な試験機関又は計量証明事業登録（濃度）を受けた事業所において、提出日より3ヶ月以内に発行されたものに限る。

尚、本局においては、納入期間中に適時納入製品を抽出し、品質の確認を行うことがある。

6-1. 納入場所

| | |
|----------------------|-----------------------|
| 柏原浄水場(周南市鹿野中柏原574-2) | (柏原浄水場分) |
| 菊川浄水場(周南市上村826-1) | (長穂浄水場・米光浄水場・赤迫ポンプ所分) |
| 熊毛支所(周南市熊毛中央町1-1) | (樋口配水池分) |

6-2. 引取場所

| | |
|------------------------|-----------------|
| 柏原浄水場(周南市鹿野中柏原574-2) | (柏原浄水場分) |
| 長穂浄水場(周南市長穂木津上1575) | (長穂浄水場分) |
| 周南市上下水道局(周南市岐山通1丁目1番地) | (米光浄水場・赤迫ポンプ所分) |
| 熊毛支所(周南市熊毛中央町1-1) | (樋口配水池分) |

7. 購入予定数量

| 使用場所 | 年間予定数量 | 搬入方法 | |
|--------|--------|-------|-----------|
| 柏原浄水場 | 143箱 | 計420箱 | 20箱/1回 |
| 長穂浄水場 | 135箱 | | 12箱/1回 |
| 樋口配水池 | 100箱 | | 10箱/1回 |
| 米光浄水場 | 37箱 | | 5箱/1回 |
| 赤迫ポンプ所 | 5箱 | | |
| | | | キュビテナー入の箱 |

ただし、原水等の水質状況や処理水量により使用量が変動するため、上記の数量未満でも超過しても同一単価で納入するものとする。

8. 空箱の処分について

納入業者は、上下水道局が指定する場所へ納品を行った際、「7. 購入予定数量」に記載の施設にて使用された次亜塩素酸ナトリウム(キュビテナー)の空箱及び空容器を引き取り、所定の処理施設で処理を行うものとする。処理後については、廃棄物処理明細書等の処理報告書を請求書と合わせて提出すること。

尚、空箱及び空容器の引き取りについては、「6-2. 引取場所」に記載の場所にて行うものとする。

9. 納入

- (1) 上下水道局から指示した日時に、指定数量をキュビテナー入の箱により納入するものとし、いかなる場合でも業務に支障をきたさないよう指定期日までに納入すること。
- (2) 各施設へ直接納品するものについては、無人の施設もあるため、予め納入前に上下水道局と日程の調整を行うものとする。尚、搬入業者の都合により、納入時の時間の指定が出来ない場合については、契約後速やかに上下水道局と協議を行い、納入時の体制を決めるものとする。
- (3) 納入時には、上記「2. 品質規格 規格1」に掲げる表の項目について試験成績書を提出すること。
- (4) 納入品は、上記「5. 品質試験」を受けた製造工場の製品又は認証登録証により製品の品質の認証を受けた工場で作成されたものを納入すること。
- (5) 支払については、納入毎ではなく1ヵ月分をまとめて支払うものとする。尚、納品請求書には、納品毎の内訳を記載すること。
- (6) 本件は、食品添加物に該当するため、軽減税率の対象となる。
- (7) 各薬品に関する取り扱い規定等を遵守し、作業を進めること。
- (8) その他搬入作業にあたっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理のもとに行うこと。